

その他の広域連携について

(福島県避難地域復興局、総務部)

1 将来像提言の内容

住民票等の各種証明書、税の滞納処分、公共施設の相互利用などの自治体の固有事務を中心として広域連携に取り組んでいる事例は全国で見られるところである。このような典型的な事務に加え、防犯・防災のためのパトロールや警備システムの設置、イノシシの捕獲・処分やねずみの駆除等の獣害対策、地域コミュニティ維持のための交流サロンの運営や交流イベントの開催、ＩＣＴを活用した情報発信等によるきずなの維持等、福島 12 市町村が抱える課題に対し複数の市町村でそれぞれ行われている事務についても、復興まちづくりの進展や住民の帰還の状況等を踏まえ、今後必要に応じて広域連携の可能性について県・関係市町村で検討を行う必要がある。

2 現在の取組及び今後の方向性

(1) 現在の取組

広域連携としては、既に地域医療、地域公共交通などについて検討しているところ。その他の広域連携については、そのニーズ把握のため、市町村訪問を始めている。

(2) 今後の方向

市町村、一部事務組合の訪問等により広域連携のニーズを把握した上で、方法論も課題によって様々であると考えられることから、広域連携の在り方を多角的に検討し、地方自治法等に基づく制度の活用や県が中心となった広域連携の検討を進め、広域連携を推進し復興の加速化を図っていく。

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(平成26年7月現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。
	協議会	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。
	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。
別法人の設立を要する仕組み	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。	
	<ul style="list-style-type: none">○設置件数: 210件○主な事務: 消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)、	
	<ul style="list-style-type: none">○設置件数: 416件○主な事務: 介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)	
	<ul style="list-style-type: none">○委託件数: 5,979件○主な事務: 住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)	
	※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。	
	<ul style="list-style-type: none">○設置件数: 1,515件○主な事務: ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)	
	<ul style="list-style-type: none">○設置件数: 115件○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)	

- (注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。
- (注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。